

朝倉市庁舎整備基本計画

朝倉市は、平成18年3月に甘木市、朝倉町および杷木町の1市2町が合併し、「朝倉市」として誕生しました。合併協定書に基づき、旧甘木市役所の庁舎を朝倉市の本庁舎として活用してきましたが、昭和48年1月に竣工した現庁舎は、老朽化が進むとともに、狭あいとなり、またバリアフリーにも対応することができない状況があります。あわせて「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断を実施した結果、現庁舎は耐震性に不安を残す結果となりました。

このことから、朝倉市は平成27年8月に庁舎整備の基本方針となる「朝倉市庁舎整備基本構想」を策定し、その基本理念を達成するための基本的な指針となるものとして「朝倉市庁舎整備基本計画」を策定しました。

1. 新庁舎建設の基本的な考え方

(1) 現庁舎が抱える課題

耐震性能の不足	本庁方式分散型による機能の分散
建物・設備の老朽化	防災拠点機能の不足
庁舎の狭あい化	バリアフリー対応の不足



至る箇所にひび割れが発生



ロビーに設けられた相談ブース

現庁舎の整備方法について、

- ① 現庁舎を耐震改修しても老朽化は解消されず、いずれ建替えが必要となること。
- ② 合併後15年間（平成32年度まで）は、合併特例債を活用した庁舎建設が可能であり、将来の財政見通しを踏まえれば、合併特例債を活用した庁舎建設が優位であること。

などを主な理由として、**現庁舎の整備方法は建て替えとする**ことを基本構想で決めました。

(2) 新庁舎の基本理念・基本方針

朝倉市の主たる事務所となる新庁舎は、朝倉市の中核施設としての機能と魅力を十分に備えたものとなることが求められます。そのためには、市民に親しまれ、だれもが利用しやすい庁舎であることが必要です。また、まちづくりの中心的な役割を担いながら、効率的な行政運営にも対応可能な頼れる庁舎であるべきです。

そこで、新庁舎の建設にあたっての基本理念と、その具体的なあり方を示す基本方針を次のとおり定めます。

基本理念

あさくらを潤いのある「未来」へ、やさしく・つよく・つなぐ交流拠点
 美しい水と緑、豊かで賑わいのあるコミュニティがまちに溢れる、潤いのある「未来」へ

基本方針

やさしい庁舎

ひとにやさしい庁舎
 まちにやさしい庁舎
 自然にやさしい庁舎

つよい庁舎

災害につよい庁舎
 セキュリティにつよい庁舎
 変化につよい庁舎

つなぐ庁舎

市民と行政をつなぐ庁舎
 人と人をつなぐ庁舎
 人と自然をつなぐ庁舎

2. 新庁舎に求められる機能と実現方策

基本計画では基本構想で掲げた基本方針に基づき、基本的機能を見直しながら、さらに具体的な個別機能ごとの目標と実現方策を設定しています。

やさしい庁舎

ひとにやさしい庁舎

- ・わかりやすく使いやすい施設
- ・プライバシーへの配慮
- ・ユニバーサルデザインの推進



(例) わかりやすい窓口サイン

まちにやさしい庁舎

- ・周辺景観と調和した庁舎デザイン
- ・街の環境に配慮した外部空間



(例) 休憩など多目的に利用される広場

自然にやさしい庁舎

- ・自然エネルギー等の有効活用
- ・省エネルギー技術と負荷の低減
- ・都市環境の保全に配慮した取組



(例) 自然採光を取り入れたロビー

つよい庁舎

災害につよい庁舎

- ・災害に強い庁舎の実現
- ・災害対策機能の強化
- ・災害に強いライフライン



(例) 有事に災害対策本部となる会議室

セキュリティにつよい庁舎

- ・情報セキュリティへの対応
- ・防犯機能の確保



(例) 情報を管理するサーバー室

変化につよい庁舎

- ・フレキシビリティの確保
- ・情報技術活用による効率化
- ・経済的な庁舎管理の実現



(例) 臨時窓口やギャラリーとなる空間

つなぐ庁舎

市民と行政をつなぐ庁舎

- ・機能的で働きやすい執務環境
- ・市民参画や協働を促進する工夫



(例) 充実した市政情報コーナー

人と人をつなぐ庁舎

- ・市民に開かれた議会機能の実現
- ・多様な市民利用スペースの設置
- ・市民利便スペースの設置



(例) 市民も利用可能な食堂

人と自然をつなぐ庁舎

- ・敷地内緑化の推進
- ・地域産木材の利用
- ・源泉の利用



(例) 地元産木材を多く使った庁舎

3. 新庁舎の施設計画

(1) 新庁舎の建設位置と庁舎体制

新庁舎の建設位置は基本構想において「ピーポート甘木周辺」と定めています。その具体的なレイアウトについて、

A：ピーポート甘木第一駐車場 B：甘木歴史資料館南側

また、職員配置方式について、
ア：本庁方式集中型 イ：本庁方式分散型
を検討しました。

その結果、建設位置については

- ・ピーポート甘木との連携効果が高い。
- ・現在の駐車場が残る。
- ・周辺住民への影響が比較的少ない。
- ・南側に拡張性がある。

配置方式については

- ・市民の利便性が向上できる。
- ・合併協定書を尊重する。
- ・事務の効率化や一体感の醸成が図りやすい。

以上のことから、以下のように判断いたしました。



新庁舎の建設位置は、甘木歴史資料館南側とする。

新庁舎の配置方式は、本庁方式集中型とする。

なお、設計にあたっては、建築費の抑制に最大限努める。

※本庁集中型においても、朝倉支所及び杷木支所の窓口機能は現状通り存続します。

なお、本庁方式集中型に伴うデメリットに対処するため、下記の改善案を今後具体的に整理していきます。

ア 建築費の抑制

基本設計とあわせ、現在活用している教育委員会や健康課のほか、ピーポート甘木の一部を庁舎として活用することを具体化し、建築規模の縮小を図ることで建築費を抑制します。

イ 支所機能の充実

本庁方式集中型とすることにより、現在の農林商工部が朝倉支所から本庁に移動するため、朝倉・杷木地域住民の利便性の低下が懸念されます。このことに対処するため、農林商工部関係の申請等事務の支所対応を進め、支所機能を充実します。

ウ 支所の活用

朝倉支所や杷木支所の活用方針を早急に具体化し、無駄のない行政運営に努めます。

(2) 平面・ゾーニング計画

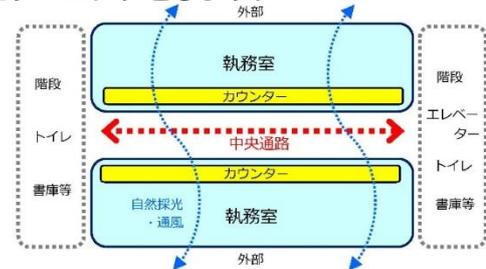
【低層階】

1階には複数の出入口を設け、駐輪場からの動線やピーポート甘木との連絡に配慮します。また、市民利用の多い低層階の利便性に配慮します。



【高層階】

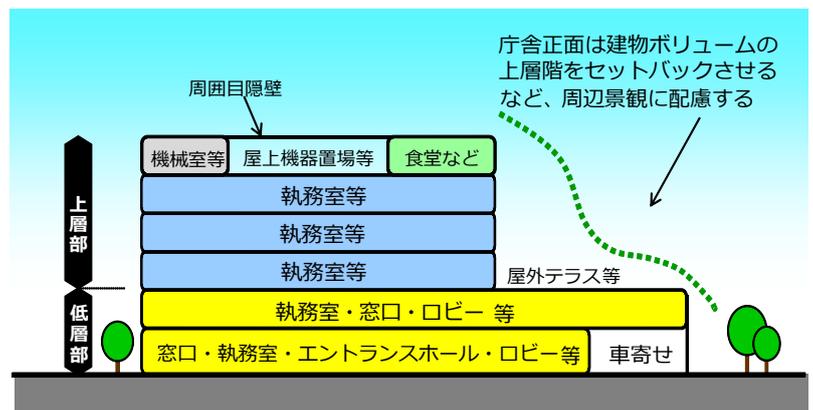
上層階は、配置部門の特性にあわせて、来庁者の分かりやすさや職員動線の効率性、部門間の連携などを踏まえたゾーニングとします。



(3) 断面・階層計画

新庁舎の1階は、エントランスホールなど開放的な空間となるよう、上層階よりも階高を高くします。2階から上の階層は、各室の大きさや快適性の観点より適切な天井高さ確保したうえで、構造や設備計画との整合、経済性にも配慮して階高を設定します。

建物全体としては、高さを抑えるものとし、新庁舎の主要な階層として4～6階建てを検討します。



4. 新庁舎建設に向けた事業計画

(1) 概算事業費

(※周辺整備費、外構工事費や移転費用等は含まれておりません。)

費目	金額	説明
建築費	48 億 00 百万円	新庁舎建物 9,600 m ² の工事費
甘木歴史資料館倉庫敷地購入費	1 億 47 百万円	
用地購入費	2 億 58 百万円	駐車場用地
甘木歴史資料館倉庫移転補償費	1 億 45 百万円	
設計費等	1 億 38 百万円	基本・実施設計費、各種調査等
合計	54 億 88 百万円	うち合併特例債対象事業費：54 億 34 百万円

(2) 事業手法

PFI などの一括発注方式では、事業者募集手続きに時間を要するとともに、合併特例債(注)がリース費用に充当できないなどの理由から、従来の分離発注方式で進めることとします。

(3) 設計者選定

設計者の選定方法としては、競争入札方式、コンペ方式、プロポーザル方式が考えられます。具体的な選定方法については、公共施設の設計の経験を踏まえた参加条件の設定や、設計上の創意工夫及び市の地域特性の効果的な反映など、高い品質の確保とともに新しい庁舎の実現の可能性を目指して、今後検討を行います。

(4) 財源計画

庁舎建設に対しては、通常、国からの支援などはありませんが、本事業については、合併特例債を財源とすることができます。事業完了を合併特例債の期限である平成 32 年度までとするとともに、優位な財源を活用しながら、できる限りの事業費縮減に努めていきます。

<合併特例債を活用しない場合>

庁舎整備費	
市の借金 (75%)	一般(25%)
市の負担 (100%)	

<合併特例債を活用した場合>

庁舎整備費	
市の借金 (95%)	一般(5%)
交付税措置 (66%)	市の負担(34%)

費目	金額	説明
概算事業費 A	54 億 88 百万円	うち合併特例債対象事業費：54 億 34 百万円
合併特例債 B	51 億 62 百万円	54 億 34 百万円×95%
普通交付税算入額 C	36 億 13 百万円	B×70%
実質負担額	18 億 75 百万円	A - C

(5) 事業スケジュール

本事業は、合併特例債の適用を前提としていることから、平成 32 年度に竣工する必要があります。

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
①基本構想/基本計画	→						
②基本設計		→				竣工	
③実施設計			→				
④建設工事				→	→		
⑤周辺整備等					→	→	→

(注)：「合併特例債」とは、市町村の合併に伴い特に必要となる事業について、合併後 15 年間に限り使える地方債です。事業費の 95%までを借り入れることができ、後年度において元利償還金の 70%が地方交付税（国からの支援金）で措置されます。

<お問い合わせ先>

〒838-8601 福岡県朝倉市菩提寺 412-2 朝倉市 総務部 総合政策課

TEL：0946-22-1111 FAX：0946-22-1118 MAIL：sousei@city.asakura.lg.jp